

なるほど💡

正しい事業承継

- 考え方・進め方 -

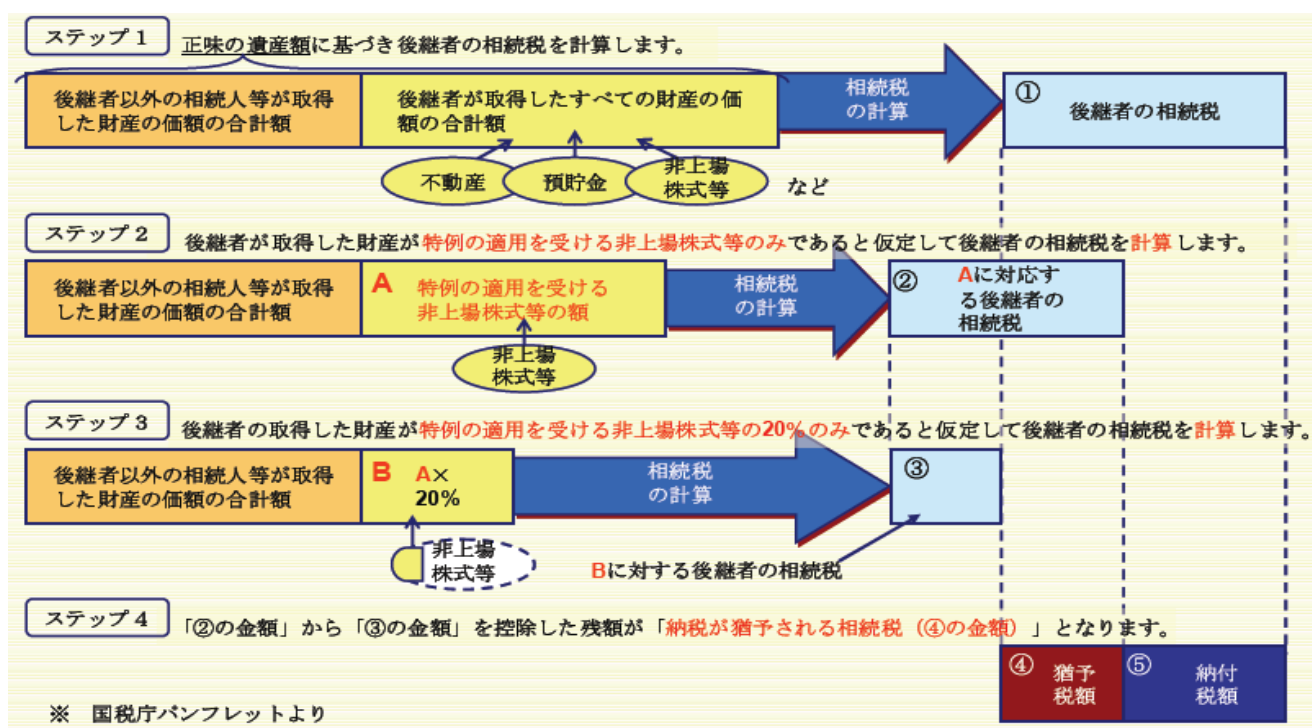
NPO法人 地経研
事業承継研究会
✉:toiawase@chie-club.net

Vol. 05

新しい事業承継税制（相続）の仕組み：猶予税額の計算

後継者がすでに保有していた株数を含めて、全株式の3分の2に達するまでの株数を特例適用の範囲とすることは、それだけの議決権を保有していれば全株を保有する必要なく株主総会におけるほぼすべての議決を支配することができるという意味で、この制度は十分な株数の取得を支援することになります。贈与税の納税猶予も同じです。

納税が猶予される「取得株式の80%に対応する相続税額」は下図のように計算します。



相続税法の定めに従った自社株式の正しい評価額を算定していますか？この制度を活用すべきかどうかは、事前に判断しなければなりません。ということは、予め株価が把握されている必要があるということになります。ご確認ください。

■ご意見・ご質問等をお寄せください。

以下に必要事項をご記入の上、こちらの用紙を 011-622-7768 まで送信してください。

御社名(必須) 氏 名

電話番号またはメールアドレス

なお、FAX の受信を希望されない方は「FAX 受信拒否」にチェックを付けて、御社名をご記入の上、こちらの用紙を送信してください。 ☐ FAX 受信拒否



日成コンサルティング株式会社

文責：吉川孝（税理士・中小企業診断士・事業承継コーディネータ）